

## 第 57 回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成 27 年 7 月 2 日（木）10:00～12:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松 毅

（委 員） 北村 行伸、西郷 浩

（専 門 委 員） 岩下 真理、渡辺 努

（審議協力者） 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室：上田室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官  
ほか

4 議 題 小売物価統計調査の変更について

5 概 要

- 事務局から諮問の概要について、説明が行われた。
- 変更事項のうち、「動向編の調査品目の見直し」について、調査実施者から説明の後、審議が行われ、調査品目の選定基準等からみて変更内容については適当とされた。  
なお、調査対象品目の選定基準の解釈を取りまとめた資料及び平成 26 年 7 月に軽微変更として処理された追加品目のリストを次回部会において提出することとされた。
- 「調査計画における調査品目の名称整理」について、調査実施者から説明の後、審議が行われ、今回申請されている調査品目名の変更案と集計表に表章する上での品目名の対応関係を整理した資料を作成の上、次回部会において引き続き議論することとされた。
- 「構造編の調査員品目の表記方法の変更」について、調査実施者から説明の後、審議が行われ、次回部会において引き続き議論することとされた。

委員等からの主な意見は、以下のとおり。

### （1）調査品目の見直し

- ・ 動向編の品目選定の基準について、特殊要因や社会情勢等を考慮することとしているが、これに該当した過去の具体例を教えてください。  
← 過去 2～3 回の変更において、該当はない。
- ・ 動向編の品目選定については、直近 1 年の家計消費支出における支出額の年平均の直近 1 年の動向で判断するとしているが、1 年以上前からの動向も含めて判断しないのか。  
← 特段の経済状況の変化がなければ、直近 1 年の年平均により傾向が把握できると考えている。
- ・ パンの品目（食パン、あんパン、カレーパン）のそれぞれについて、家計調査支出に占める割合が 1 万分の 1 以上であるため、選定されているという認識でよいか。そうで

あるとするならば、仮に、パンに該当する品目の全てが1万分の1を下回った場合はどうなるのか。

← そのような認識で間違いない。また、パンに該当する品目の全てが1万分の1を下回った場合は、パンの調査品目は立てず一つ上位の分類に上げて判断する。

- ・ 「かれい」の取集率が38.4%となったとあるが、なぜ取集率が低くなったのか。価格が取れなかった場合にはどのように取扱うのか。他の品目で取集率が5割を下回っているものはあるのか。

← 調査の際には品質を一定に保つために品目それぞれに対して、銘柄を指定しているが、かれいは種類が非常に多く、種類ごとに地域性が強い。そのため、指定銘柄の種類を全国ベースで把握することが困難なことも多く、取集率が低下したものと考えられる。価格が把握できなかった場合には「欠価格」として取り扱い、類内の他の品目で代替を行っている。なお、他に取集率が50%を切る調査品目は、現在のところない。

- ・ 品目選定に当たっては、家計調査の消費支出から判断するとのことであるが、購入頻度の低いものについては、家計消費状況調査等、他の統計をみて1万分の1を判断しているのか。

← 家計消費状況調査も利用しているが、あくまで参考情報としての位置づけである。

- ・ 調査品目の改廃については、廃止よりも必要なものを適切に取り込むことの方が重要と考えている。したがって、売上が伸びているものなどは、1万分の1を下回っている段階から注目して、品目の改廃を行った方がよいのではないか。

← 売上が伸びている品目については、経常的に状況把握はしているが、実際に調査品目として取り込むか否かの判断は、廃止と同じ基準で判断している。

- ・ 平成26年7月に実施した調査品目の名称を教えてください。

← ロールケーキ、補聴器、サポーター等である。

- ・ 調査品目の大分類・中分類・小分類は公表しているのか。

← 調査計画書は最も詳細な品目を記載しており、その上記分類については記載していないが、集計結果の際には、これら分類でも公表している。

- ・ 調査対象品目の選定基準のi～iiiについて、今回説明いただいた内容を含めて1枚紙にまとめた上で、次回部会に提出してほしい。また、平成26年7月に先行して承認された追加品目の一覧についても提出してほしい。

← 承知した。

## (2) 調査計画における調査品目の名称整理

- ・ 集計表上の記載について確認したい。例えば「牛どん」は、今までどおり表示されるのか。

← そのとおりである。

- ・ 家計調査は価格を把握する観点から収支項目を設定しているものではない。家計調査と小売物価統計調査の価格の取り方は、観点が違うので家計調査の収支項目に準拠することで却って齟齬が生じないか。

← 家計消費構造全体を網羅的に把握していることを計画上示すため、できる限り、家計調

査に準じた名称で示した方がよいと考えている。

- ・ 今回の見直しは、単なる調査項目の表現方法の見直しではなく、把握する調査品目自体が変更される可能性があるということか。これまで、小分類の「パン」として食パン、あんパン、カレーパンが把握されていたのは、把握できる品目に限りがあるため比率が大きいもので代表させていたと理解していたが、今回の説明では、調査実施者の自由裁量で他のパンに入れ替える可能性があるとのことであった。そうだとすれば、品目の入替に際しては、代替性があるのかどうかの検証が必要になるのではないか。例えば、「その他のパン」について、カレーパンをジャムパンで入れ替えるような場合、カレーパンとジャムパンは、「パン」という点で同じというだけで代替性はあるのか。これまで、代替性があるのかどうかは検証されていないと思われるので、そういった状況で、特段の検証もなく、同じカテゴリーの中であれば、どんな品目を選定してもよいという考えには賛成できない。今回主張されている家計調査との関係は、別途、資料を作って公表すればよく、調査品目を安易に変えるようなことは避けるべきではないか。調査品目を変えることについては慎重にあるべきではないか。

← 調査品目の入替についてスピード感をもって行うために、調査実施者の裁量にお任せいただきたいという希望を持っている。

- ・ 品目の代替性の問題については、需要構造の変化によって、例えば、米がパスタにシフトするような、より上位のシェアも変わってくる可能性がある。こういった場合、品目を変えることで調整が可能か疑問である。
  - ・ 今回の変更は、名称変更にとどまらず、調査品目の設定のより基本的なところに踏み込んでいるものと思う。また、集計表上の表章がどうなるのか、整理した資料を作ってほしい。
- ← 承知した。

### (3) 調査計画における調査品目の表記方法の変更

- ・ この変更については、①構造編の3調査それぞれにおける品目の選定基準の妥当性、②品目変更に当たり申請手続を経ずに行うことについての妥当性が問題になると思う。
  - ・ 地域差指数を作る際には、バスケットは地域別に作っているのか、全国で共通していて価格を出しているのか。地域別の需要構造も反映されているのか。
- ← 地域別のもので全国のものを合体させるようなイメージである。地域別の需要構造は半分くらい反映されている。
- ・ 前回の諮問の際に、全国物価統計調査を廃止し、本調査の構造編に位置づけるに当たっては、実査に伴うマンパワーも考慮して、動向編の予備的調査として位置づけるというような議論もあったと思う。そういう意味では、「めんつゆ」が、構造編で把握した価格動向を基に動向編の品目に追加されたといったことは、構造編が、その役割を發揮した良い事例だと思う。今後も構造編を継続するに当たっては、このような動向編の予備的調査として活用していくのか、構造編独自の利活用を広げていくのかという点を整理する必要がある。現状において、構造編が法令に基づく利用や行政施策上で利用されるということはないのか。
- ← そのような利用は聞き及んでいない。ただ、構造編の中でも、3調査それぞれにユーザーの利用頻度は違うと思う。地域差指数は利用されているようであるが、銘柄別

調査は東京都で数品目を選んでの調査であるので多くはないと思われる。

- ・ 構造編の中で動向編の予備的調査の色彩が強い部分については、今回の変更申請の案に沿うようにして、そうでないものについては、現行どおりとするなど、調査の位置づけによって分けて考えてもいいのではないか。
- ・ 調査実施者の説明の中で、今回の変更理由の一つとして申請手続に伴う時間の節約が挙げられているが、審査部局においては、今までもあらかじめ設けられた基準に沿った変更であれば、迅速に対応しているところであり、全ての申請案件について、時間を要するものではない点は認識していただきたい。この取扱いは、今後も同様である。
- ・ 構造編は選定基準に関する妥当性の判断を含め、最終的な判断は、次回に行うこととしたい。

## 6 その他

次回は、平成 27 年 7 月 16 日（木）10 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。